

飲食店・喫茶店を営業しているみなさんへ

よくある苦情と条例の規制

深夜、カラオケの音がうるさくて困っている

環境確保条例第131条により、午後11時から翌朝6時までの間、カラオケ等（音響機器等）の使用が禁止されています。ただし、防音対策を講ずることにより音が外部に漏れない場合は、この限りではありません。

深夜、店先の大声などがうるさくて困っている

環境確保条例第133条により、午後8時から翌朝6時までの間、道路その他の公共の場で静穏を害する行為が禁止されています。

換気扇の音がうるさくて困っている

環境確保条例第136条により、時間帯ごとに規制基準があり、それを超える騒音等を発生させてはいけません。

苦情を防ぐ防音対策

〔開口部（換気扇、窓、扉等）に防音対策を施しましょう〕

- ・防音型の換気扇にする。（吸音材を内張りしたダクトを取り付ける）
- ・扉の隙間を遮音用パッキングで埋める。
- ・扉を開け放しにしない。（二重構造の扉にする、防音効果のある扉にする）
- ・換気扇等のメンテナンスを定期的に行う。（フィルター清掃、ほこり除去等）

〔音響機器の調整、配置に注意しましょう〕

- ・カラオケやステレオの音量調整は店員が行い、音が外部に漏れないようにする。
- ・スピーカーの設置場所を考慮する。（住宅側に向けない、壁に密着させない）

〔壁、床、天井へ防音対策を施しましょう〕

- ・窓や壁に厚手のカーテンを提げたり、床にジュウタンを敷いたりし、遮音材や吸音材を効果的に使う。

〔店先で会話を控えるよう客に伝えましょう〕

- ・客の送り迎えは店内で行い、店を出てから大きな声を出さないよう客に伝える。

～ ～ 日常生活等に適用する騒音の規制基準 ～ ～

| 区分 | 時間 | | 午前 | | 午後 | | 深夜 | |
|--------------------------------------|----|----|---|---|----|---|----|----|
| | 6 | 8 | 7 | 8 | 7 | 8 | 11 | 11 |
| 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 | 45 | 50 | 45 | | | | | 45 |
| 近隣商業地域・商業地域 準工業地域 工業地域 | 55 | 60 | 55 | | | | | 50 |
| 夜間の静穏保持 | | | 午後 8 時～午前 6 時 道路、その他公共の場所で付近の静穏を害する行為をしてはならない (第133条 夜間の静穏保持) | | | | | |
| 音響機器等の使用制限 | | | 午後 11 時～午前 6 時 カラオケ装置等の使用に制限があります (第131条 音響機器等の使用制限) | | | | | |
| 深夜制限営業・作業等 | | | 午後 11 時～午前 6 時 深夜営業や作業には別に定められた規制があります (第132条 深夜の営業等の制限) | | | | | |

音の大きさのめやす

| | |
|-----|------------------|
| 120 | 飛行機のエンジンの近く |
| 110 | 自動車の警笛 (前方2m) |
| 100 | 電車が通るガード下 |
| 90 | 大声 犬の鳴声 |
| 80 | 地下鉄の車内 |
| 70 | にぎやかな街頭 |
| 60 | 日常の会話 |
| 50 | 静かな事務室 |
| 40 | 静かな住宅地 図書館 |

単位: デシベル(A)